

規程新旧対照表

現 行	改 正
<p>地籍調査公簿面積変更に係る賦課対象面積修正取扱規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 地籍調査により法務局の登記簿面積が変更される場合の土地改良区土地原簿(以下「受益面積」という。)の修正基準について、必要な事項を定める。</p> <p>(変更同意に係る意見書の発行)</p> <p>第2条 地籍調査結果に基づき、行政機関が登記申請手続きを実施するにあたり、土地改良区への意見照会がなされる。意見書は第3条から第8条に規定する諸手続きを経なければ発行しないものとする。</p> <p>(地籍調査に伴う農地転用決済金の取扱い基準)</p> <p>第3条 通常では、農地を転用する場合、土地改良区除外等処理規程に基づき処理することとしているが、<u>行政機関が政策として推進する地籍調査事業に限り、土地所有者の利益を確保するため、次の取扱いとする。</u></p> <p>(1) 地籍調査の分筆により新たに「公衆用道路」「用悪水路」となった土地は、<u>もともと調査前から存在していた土地と認定し、関係土地から除外する。</u>農地転用決済金の対象としない。</p> <p>(2) 地籍調査により受益面積が変更前の受益面積より増加する場合・・・農地転用決済金は必要なし。</p> <p>(3) 地籍調査により<u>受益面積が変更前の受益面積より減少するとき、変更前の関係土地面積の合計と変更後の合計を比較し、変更前合計面積\leq変更後合計面積の場合・・・(変更前受益面積-変更後受益面積)分の農地転用決済金が必要の対象とする。</u></p> <p>(4) 地籍調査により受益面積が変更前の受益面積より減少するとき、<u>変更前の関係土地面積の合計と変更後の合計を比較し、変更前合計面積$>$変更後合計面積の場合・・・(変更前受益面積-変更後受益面積)-(変更前合計面積-変更後合計面積)分の農地転</u></p>	<p>地籍調査<u> </u>に係る<u> </u>土地改良区除外処理規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 地籍調査の特性を鑑み、<u>土地改良区除外等処理規程の附則として必要な事項を定める。</u></p> <p>(変更同意に係る意見書の発行)</p> <p>第2条 地籍調査結果に基づき、行政機関が登記申請手続きを実施するにあたり、土地改良区へ<u> </u>意見照会<u> </u>される。意見書は第3条から第7条に規定する諸手続きを経なければ発行しないものとする。</p> <p>(地籍調査に伴う農地転用決済金の取扱い基準)</p> <p>第3条 通常では、農地を転用する場合、土地改良区除外等処理規程に基づき処理することとしているが、<u> </u>地籍調査事業に限り、<u> </u>次の取扱いとする。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>(1) 地籍調査により<u>受益地・受益地外が複合する分筆・合筆が生じ受益面積が変更前の受益面積より減少するとき、受益面積の減少分を農地転用決済金 </u>の対象とする。</p> <p>削除</p>

<p><u>用決済金が必要。</u></p> <p>(5) <u>地籍調査により受益地が他の地目（例えば宅地）になるとき、変更前受益面積 ≤ 変更後面積の場合・・・</u> <u>変更前受益面積の農地転用決済金が必要。</u></p> <p>(6) <u>地籍調査により受益地が他の地目（例えば宅地）になるとき、変更前受益面積 > 変更後面積の場合・・・</u> <u>変更後面積の農地転用決済金が必要。</u></p> <p>(7) <u>地籍調査により受益地から新たに分筆された非農地がある場合・・・無断転用として 新たに分筆された非農地面積の農地転用決済金が必要。</u></p> <p>(地籍調査に伴う農地転用決済金の徴収方法) 第4条 前条第3号から第7号に該当するときの農地転用決済金の徴収方法は、賦課金徴収の例によるものとする。</p> <p>(土地改良区土地原簿の修正) 第5条 前条の規定により農地転用決済金を収納したときは、当該年度10月末日までに土地原簿の賦課対象面積を修正しなければならない。11月1日以降に確認した場合は次年度賦課金からの適用とする。</p> <p>(農地転用決済金未納者に対する土地原簿の修正) 第6条 第3条第3号から第7号の規定に基づく納入通知依頼によっても納付がない場合は、<u>土地原簿備考欄に経過を記載するとともに地籍調査によって修正される真の面積に本来農地転用決済しなければならない面積を加えた面積を賦課対象面積とすることができる。</u> <u>なお、この場合、組合員の承諾が得られていないものであることから、土地改良区はこの疑義解決に努めなければならない。</u></p> <p>(意見書) 第7条 地籍調査に伴う農地転用決済金納付義務者全員からの納付が完了したときは、理事会の承認を得て意見書を発行することができる。</p> <p>(条件付き意見書)</p>	<p>(2) <u>地籍調査により受益地が他の地目（例えば宅地）になるとき、</u><u>変更後受益面積の農地転用決済金が必要。</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>(地籍調査に伴う農地転用決済金の徴収方法) 第4条 前条第1号及び2号に該当するときの農地転用決済金の徴収方法は、賦課金徴収の例によるものとする。</p> <p>現行通り</p> <p>削除</p> <p>第6条 現行通り</p>
--	--

<p>第<u>8</u>条 農地転用決済金納付義務者全員からの納付完了に長期間を要すると見込まれる場合は、条件付き意見書を理事会の承認を得て発行することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第<u>9</u>条 本取扱いに規定のない新たな事象が発生した場合は、その都度、理事会の承認を得て決定することができる。</p> <p>(付 則)</p> <p>この取扱規程は平成 28 年 8 月 2 日から施行する。</p>	<p>第<u>7</u>条 現行通り</p> <p>第<u>8</u>条 現行通り</p> <p>(付 則)</p> <p>この取扱規程は平成 28 年 8 月 2 日から施行する。 <u>この取扱規程の一部改正は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。</u></p>
--	---